

引渡猶予に関する覚書

売主 長野県伊那市（以下「甲」という。）と買主 XXXXXXXXXX（以下「乙」という。）とは、令和 年 月 日に締結した末尾表示不動産（以下、「本物件」という。）を目的とする市有財産売買契約（以下、「原契約」という。）に関して次条項により、覚書を締結する。

第1条 乙は、原契約第6条（所有権移転・登記の嘱託）及び第7条（売買物件の引渡し）の定めにかかわらず、甲に対して本物件の引渡しを令和 年 月 日まで猶予するものとする。

第2条 甲は、前条の引渡しまで本物件の管理責任を負うものとする。

第3条 第1条の引渡し完了前に天変地異等の不可抗力により、本物件が滅失又は毀損したときは、その損失は甲の負担とし、原契約第14条（引き渡しまでの滅失、損傷）の規定に基づき処理するものとする。

第4条 本覚書に規定しない事項については、原契約に基づき処理することをここに確認する。

上記契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

売主（甲） 長野県伊那市下新田3050番地
長野県伊那市
伊那市長 白 鳥 孝

買主（乙）

住所 _____

氏名 _____

記

売買物件の表示

土地

所 在	伊那市富県
地 番	6535番16
地 目	宅地
地 積	206.88㎡